

# 障害福祉サービス事業所の 防災対策について

---

## 非常災害対策計画

---

基準省令第70条ほか「(前略)非常災害に関する具体的計画を立て、(中略)、それを定期的に従業者に周知しなければならない」

…「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう

# 避難確保計画

「水防法」・「土砂災害防止法」に基づき、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に立地し、市町村地域防災計画に位置付けられた施設は「避難確保計画の作成」及び「避難訓練の実施」が義務付けられています。

「ちば情報マップ」や市町村が作成するハザードマップにて、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域に立地しているか確認し、施設の状況について把握していただきますようお願いします。

## 水害・土砂災害リスクの確認方法について 千葉県 県土整備部 河川環境課

参考

千葉県では、水害・土砂災害リスクについて、県ホームページ（ちば情報マップ等）で公表しています。市町村が公開しているハザードマップと併せて、お住まいの地域の災害リスクを確認しましょう。

### 千葉県ホームページ（水害）

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kakan/shinsui/index.html>

各河川の浸水想定区域図（PDF形式）を確認することができます。

千葉県 浸水想定区域 検索

### 千葉県ホームページ（土砂災害）

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kakan/sabou/keikai/>

県内の土砂災害警戒区域等の告示図書（PDF形式）を確認することができます。

千葉県 土砂災害警戒区域 検索

### ちば情報マップ（水害・土砂災害）

ちば情報マップ 検索



土砂災害については  
こちらをクリック！

洪水浸水想定区域  
についてはこちらを  
クリック！

※江戸川・利根川などの国管理河川付近にお住まいの方は  
国管理河川の浸水想定区域の  
『重ねるハザードマップ』もチェック！

重ねるハザードマップ 検索

【問い合わせ先】

水 害：千葉県県土整備部河川環境課 防災対策室 TEL:043-223-3158  
土砂災害：千葉県県土整備部河川環境課 土砂災害対策室 TEL:043-223-3443

# 個別避難計画

---

東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年に災害対策基本法を改正し、避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務化

避難行動要支援者名簿は、約99%の市町村において作成されるなど、普及が進んだものの、いまだ災害により、多くの高齢者が被害を受けており、避難の実効性の確保に課題

避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化（令和3年度）

# 個別避難計画

---

作成の主体は**市町村**であり、事業者が作成するものではない

しかし、障害福祉サービス事業所は要支援者が日常的に所在する場所である

市町村が福祉施設の職員に計画策定の協力を依頼する例もある。  
市町村から連絡があった際には積極的な連携をお願いしたい

**避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針等を踏まえた業務継続に向けた取組等のさらなる推進について [令和3年7月6日内閣府・厚生労働省事務連絡]**

- 令和3年度介護報酬改定においては、災害等が発生した場合であっても、必要な介護サービスや障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者、障害福祉サービス等事業者を対象に、業務継続計画(BCP)の策定等が、3年間の経過措置を設けた上で義務づけられました。
- 「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(平成25年8月)」も踏まえ、介護サービス事業者や障害福祉サービス等事業者は、平時から市町村の防災部局等関係者とも連携して災害発生時の避難先など利用者情報を予め把握することなどにより、利用者へのサービス継続に向けた取組を推進していくことが重要です。
- 令和3年7月6日付け標記の事務連絡(介護支援専門員協会及び相談支援専門員協会宛)において、事業者に対して以下取組への協力や参画をお願いしています。

**平時における連携**

個別避難計画の作成への参画

避難行動要支援者名簿及び  
個別避難計画の共有  
(→発災時の安否確認方法等の検討)

市町村の防災訓練との連携

**発災時、又はおそれ段階における連携**

事前に検討した方法に基づき、  
利用者の安否確認を実施

避難所等(在宅避難を含む)に  
においても必要な介護サービスや  
障害福祉サービスを提供